

1 作成例

- 例の1 事業者が産業廃棄物の保管を行う場合（中間処理業者の処理後の保管を含む。）
根拠法令：廃掃法施行規則第8条第1号ロ（産業廃棄物保管基準）

産業廃棄物の保管場所			
産業廃棄物の種類	※1		
管理者		連絡先	
保管高さ	※2 m 以下		

掲示場所：保管場所の見やすい場所に掲示

- 例の2 事業者又は処理業者が産業廃棄物の積替えのための保管を行う場合
根拠法令：廃掃法施行令第6条第1項第1号ホ（産業廃棄物処理基準）
廃掃法施行規則第7条の3

産業廃棄物の積替えのための保管場所			
産業廃棄物の種類	※1		
管理者		連絡先	
保管高さ	※2 m 以下		
保管上限量	※3 m ³ 以下		

掲示場所：保管場所の出入口の見やすい場所に掲示

- 例の3 事業者又は処理業者が産業廃棄物の処分のための保管を行う場合
根拠法令：廃掃法施行令第6条第1項第2号ロ（1）（産業廃棄物処理基準）
廃掃法施行規則第7条の5

産業廃棄物の処分のための保管場所			
産業廃棄物の種類	※1		
管理者		連絡先	
保管高さ	※2 m 以下		
保管上限量	※4 m ³ 以下		

掲示場所：保管場所の出入口の見やすい場所に掲示

- 例の4 要綱による中間処理施設の立札
根拠要綱：県指導要綱 別表2 第2の1（構造に関する基準）

産業廃棄物の中間処理場			
産業廃棄物の種類	※1		
管理者		連絡先	
中間処理施設の能力			

掲示場所：処理場の出入口の見やすいところに掲示

2 共通事項

・縦横60cm以上

- ※1 自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を記載すること。
- ※2 屋外で容器を用いず保管をする場合に記入
- ※3 1日当たりの平均的な搬出量（原則として1往復／台・日で算定：県指導要綱 別表4 第2の1）に7を乗じて得られる数量を超えないこと。
- ※4 1日当たりの処理能力に14（廃掃法施行規則第7条の8に別途規定あり）を乗じて得られる数量を超えないこと。

3 根拠法令等の略称について

廃掃法施行令＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廃掃法施行規則＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

県指導要綱＝愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱